

vol.49-3 (通算 553号)

2019年6月号

やどかり

2019年6月15日発行
(毎月1回15日発行)1987年12月19日第三種郵便物認可
発行人 公益社団法人やどかりの里
代表者 土橋 敏孝

〒337-0043 さいたま市見沼区中川562

TEL 048-686-0494

FAX 048-747-7030

URL <https://www.yadokarinosato.org/>

定価 50円(含会費)

あおぞらハウス始動 安心して暮らし続けられる街へ

2017年度から準備してきた、やどかりの里グループホーム「あおぞらハウス」が完成し、メンバーが入居してここでの暮らしが始まった。あおぞらハウス建設に当たっては、物心共にたくさんの方からご支援やご協力があり、無事にスタートしたことを心より御礼申し上げます。

あおぞらハウスは、歳を重ねても住み慣れた地域で暮らし続けていきたい、というメンバーの思いに応えられるよう建設した平屋1戸建て、7人定員のバリアフリー住宅である。やどかりの里の登録者361人(2019年3月31日現在)の平均年齢が49.2歳。その内、グループホームメンバーの平均年齢は58.9歳、高齢化が徐々に進んでいる。また、加齢と共に内科疾患等を併せもつ人も増え、健康面に配慮した食生活や加齢に応じた日中活動も求められている。

やどかりの里は、どこで暮らすかを選択できる環境が大切だと考えてきた。高齢になっても暮らし続けられる住まいの選択肢の1つがあおぞらハウスである。しかし、障害者総合支援法には65歳以上の障害のある人に対する介護保険優先原則がある。厚生労働省は、個々の実態に応じた適切な運用をするよう通知を出しているが、実際には市町村や担当者によって対応に差異がある。障害者権利条約19条には、誰とどこで暮らすのかを選べる権利、どこで暮らすか、必要な支援を受けるこ

とも権利としている。障害のある人を中心にして柔軟な制度運用が求められている。

また、市内の精神科病院には必要な支援や環境を整えば退院できる人がいるが、退院が進んでいない。住まいの場のバリエーションと、ピアサポーターの養成も含めた、地域での支え手となる人材の確保も喫緊の課題だ。

あおぞらハウスに退院し、当初はどう過ごしたらいいのか、何をしたらいいのか、戸惑っていたメンバーが、食事や団欒、買い物、入浴、洗濯、睡眠など、日常の生活を重ねていく中で、やるべきことややりたいことを見つけ、主体的に生活を組み立ててつつある。それぞれの暮らし方が尊重されることが、自分らしい生き方を創っていくための基盤になるのだ。

日本では、私宅監置や隔離収容政策により、精神障害のある人たちが地域生活から排除され続けてきた歴史がある。やどかりの里は、この課題に向き合い、グループホームをはじめ、社会資源を創り出してきた。しかし、この問題の本質は今も尚変わってはいない。今回のあおぞらハウス建設についても、暮らしの場の拡充の一步を踏み出したに過ぎない。病気や障害があっても年齢を重ねても、1人1人が住み慣れた地域での暮らしを送れる仕組みやつながりを創り出していく、あおぞらハウスは、その新たな一步でもある。